

姫路市観光振興事業に係る後援及び共催に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市以外のものが行う姫路市の観光施策推進に寄与すると認められる団体又は個人が実施するイベント等の事業に対し、市が後援及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続等について、姫路市後援に関する規則（平成31年姫路市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「共催」とは、市が事業の実施に当たり、企画若しくは運営に参加し、又は費用の一部を負担することをいう。

(準用)

第3条 共催に関する承認の基準、手続等については、規則第3条から第10条までの規定を準用する。

(様式等)

第4条 後援等の申請等、実施報告その他手続に必要な様式及び提出期限は、次の表に掲げるとおりとする。

様式番号	様式の名称	根拠条文	提出期限
1	後援申請書	規則第3条	事業実施日の1箇月前
2	共催申請書		
3	事業計画書		
4	団体・個人概要		
5	収支予算書		

様式番号	様式の名称	根拠条文	提出期限
6	後援事業内容変更申請書	規則第7条	事業内容の変更決定後10日以内
7	共催事業内容変更申請書		
8	後援事業中止届	規則第8条	事業中止の決定後10日以内
9	共催事業中止届		
10	後援事業実施報告書	規則第9条	事業実施後1箇月以内
11	共催事業実施報告書		
12	収支決算書		
13	後援承認取消通知書	規則第10条	—
14	共催承認取消通知書		

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか後援等に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の姫路市観光振興事業に係る後援及び共催に関する基準は、この基準の施行の日以後の姫路市観光振興事業に係る後援及び共催の申請について適用し、同日前に申請のあった姫路市観光振興事業に係る後援及び共催の申請については、なお従前の例による。